

山梨県農政部情報共有システム機能仕様書

令和6年12月1日適用

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、山梨県農政部が発注する工事及び業務委託で利用する情報共有システムに適用する。

(システム機能要件)

第2条 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者の情報共有システム」(国土交通省)及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」(国土交通省)に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。

1) 工事基本情報管理機能

山梨県農政部電子納品要領及び同運用マニュアル(以下「電子納品要領」という。)で指定されている「工事情報(工事件名、契約番号等)」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。

2) 掲示板機能

3) スケジュール管理機能

4) 発議書類作成機能

山梨県農政部が定める様式と同等の情報が入出力できること。

5) ワークフロー機能

- ① 書類の起案者および他の決裁者への差し戻し及び起案者による引き戻しができること。
- ② 書類の回議中に決裁経路を変更できること。
- ③ 回議中および決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。
- ④ 利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。
- ⑤ 決裁時に決裁者がコメントを記入できること。

6) 書類管理機能

7) 工事書類等出力機能

情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから、山梨県農政部電子納品要領に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。さらに、山梨県農政部で定める提出・提示書類様式集に則した帳票の印刷、pdf形式への変換ができること。

8) システム管理機能

- ① 該当工事案件について、情報共有システムを使用する利用者数に制限を設けないこと。
- ② 登録できるデータ総量に制限を設けないこと。

9) セキュリティ機能

情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施できること。

10) その他の要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ① Microsoft Edgeで利用できること。
- ② 情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ③ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ④ 情報共有システムに登録された、一般的に利用されている形式で作成されたファイルは、ダウンロードせずにシステム内で閲覧できること。(PDF、WORD、EXCEL、JPEG、TIFF、SXF、SFC)
- ⑤ 機能要件改定や、山梨県とサービス提供者の協議により必要な機能を追加することに要する費用は、サービス提供者が負担すること。
- ⑥ 情報共有システム（サーバ等含む）におけるシステム障害や不具合が生じたとき、サービス提供者は遅滞なく復旧を行うこと。また、サービス提供者の責に帰すべき理由によりデータ消失等が生じ、復旧が不可能な場合は、サービス提供者は情報共有システムの契約範囲に基づき責任を負うこと。
- ⑦ 情報共有システムの円滑な運用のため、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。また、必要に応じて教育・訓練等のサポートを実施すること。なお、上記に係る費用はシステム利用料に含むものとする。
- ⑧ 他の公共団体において 1 年以上の使用実績を有するものであること。